

令和6年3月11日

庶務課

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償に関する条例の一部改正について

1 趣旨

婦人補導院法の廃止に伴い、関係する条文の一部を改正する。

都職員の給与改定に伴う都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行を踏まえ、条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 休業補償を行わない対象から、婦人補導院に収容されている場合を削る。(第8条関係)

(2) 補償基礎額をそれぞれ次のように改める。(別表関係)

① 学校医及び学校歯科医

ア 経験年数5年未満の場合

「7,194円」を「7,494円」に改める。

イ 経験年数5年以上10年未満の場合

「8,820円」を「9,090円」に改める。

ウ 経験年数10年以上15年未満の場合

「11,481円」を「11,703円」に改める。

エ 経験年数15年以上20年未満の場合

「12,990円」を「13,152円」に改める。

オ 経験年数20年以上25年未満の場合

「15,534円」を「15,573円」に改める。

カ 経験年数25年以上の場合

「16,563円」を「16,602円」に改める。

② 学校薬剤師

ア 経験年数5年未満の場合

「6,240円」を「6,459円」に改める。

イ 経験年数5年以上10年未満の場合

「7,260円」を「7,422円」に改める。

- ウ 経験年数 10 年以上 15 年未満の場合
「8,943 円」を「9,081 円」に改める。
- エ 経験年数 15 年以上 20 年未満の場合
「10,443 円」を「10,539 円」に改める。
- オ 経験年数 20 年以上 25 年未満の場合
「11,451 円」を「11,505 円」に改める。
- カ 経験年数 25 年以上の場合
「11,844 円」を「11,865 円」に改める。

3 新旧対照表

3 ～ 4 ページのとおり。

4 施行期日等

(1) 令和 6 年 4 月 1 日

(2) 公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案																																										
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(休業補償)</p> <p>第8条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合(教育委員会規則で定める場合に限る。)には、その<u>拘禁され、又は収容されている</u>期間については、休業補償は、行わない。</p> <p>(1) <u>刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</u></p> <p>(2) <u>婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されている場合</u></p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(休業補償)</p> <p>第8条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。ただし、<u>刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</u>(教育委員会規則で定める場合に限る。)には、その<u>拘禁されている</u>期間については、休業補償は、行わない。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>																																										
<p>第9条～第30条 (略)</p>	<p>第9条～第30条 (略)</p>																																										
<p>別表 補償基礎額表(第4条関係)</p>	<p>別表 補償基礎額表(第4条関係)</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数</th> <th>5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上15年未満</th> <th>15年以上20年未満</th> <th>20年以上25年未満</th> <th>25年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校医及び学校歯科医の補償基礎額</td> <td>$\frac{7}{194}$円</td> <td>$\frac{8}{820}$円</td> <td>$\frac{1}{481}$円</td> <td>$\frac{1}{290}$円</td> <td>$\frac{1}{534}$円</td> <td>$\frac{1}{563}$円</td> </tr> <tr> <td>学校薬剤師の補償基礎額</td> <td>$\frac{6}{240}$円</td> <td>$\frac{7}{260}$円</td> <td>$\frac{8}{943}$円</td> <td>$\frac{1}{443}$円</td> <td>$\frac{1}{511}$円</td> <td>$\frac{1}{844}$円</td> </tr> </tbody> </table>	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	$\frac{7}{194}$ 円	$\frac{8}{820}$ 円	$\frac{1}{481}$ 円	$\frac{1}{290}$ 円	$\frac{1}{534}$ 円	$\frac{1}{563}$ 円	学校薬剤師の補償基礎額	$\frac{6}{240}$ 円	$\frac{7}{260}$ 円	$\frac{8}{943}$ 円	$\frac{1}{443}$ 円	$\frac{1}{511}$ 円	$\frac{1}{844}$ 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数</th> <th>5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上15年未満</th> <th>15年以上20年未満</th> <th>20年以上25年未満</th> <th>25年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校医及び学校歯科医の補償基礎額</td> <td>$\frac{7}{494}$円</td> <td>$\frac{9}{090}$円</td> <td>$\frac{1}{703}$円</td> <td>$\frac{1}{152}$円</td> <td>$\frac{1}{573}$円</td> <td>$\frac{1}{602}$円</td> </tr> <tr> <td>学校薬剤師の補償基礎額</td> <td>$\frac{6}{459}$円</td> <td>$\frac{7}{422}$円</td> <td>$\frac{9}{081}$円</td> <td>$\frac{1}{539}$円</td> <td>$\frac{1}{505}$円</td> <td>$\frac{1}{865}$円</td> </tr> </tbody> </table>	医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	$\frac{7}{494}$ 円	$\frac{9}{090}$ 円	$\frac{1}{703}$ 円	$\frac{1}{152}$ 円	$\frac{1}{573}$ 円	$\frac{1}{602}$ 円	学校薬剤師の補償基礎額	$\frac{6}{459}$ 円	$\frac{7}{422}$ 円	$\frac{9}{081}$ 円	$\frac{1}{539}$ 円	$\frac{1}{505}$ 円	$\frac{1}{865}$ 円
医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上																																					
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	$\frac{7}{194}$ 円	$\frac{8}{820}$ 円	$\frac{1}{481}$ 円	$\frac{1}{290}$ 円	$\frac{1}{534}$ 円	$\frac{1}{563}$ 円																																					
学校薬剤師の補償基礎額	$\frac{6}{240}$ 円	$\frac{7}{260}$ 円	$\frac{8}{943}$ 円	$\frac{1}{443}$ 円	$\frac{1}{511}$ 円	$\frac{1}{844}$ 円																																					
医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上																																					
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	$\frac{7}{494}$ 円	$\frac{9}{090}$ 円	$\frac{1}{703}$ 円	$\frac{1}{152}$ 円	$\frac{1}{573}$ 円	$\frac{1}{602}$ 円																																					
学校薬剤師の補償基礎額	$\frac{6}{459}$ 円	$\frac{7}{422}$ 円	$\frac{9}{081}$ 円	$\frac{1}{539}$ 円	$\frac{1}{505}$ 円	$\frac{1}{865}$ 円																																					

備考 (略)

備考 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和5年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。ただし、第8条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新条例別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。